

人事行政の運営等の状況について

- 1 任免及び職員数に関する状況
- 2 給与の状況
- 3 勤務時間その他の勤務条件の状況
- 4 分限及び懲戒処分の状況
- 5 服務の状況
- 6 研修及び勤務成績の評定の状況
- 7 福祉及び利益の保護の状況
- 8 公平委員会の業務の状況

津 市

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 新規採用者数

(単位:人)

平成22年度 (平成22年4月1日採用)	
職 種	採用者数 (うち女性)
事務職	10 (5)
事務職(身体障がい者対象)	1 (0)
技術職(土木)	3 (1)
技術職(建築)	2 (0)
保育士	21 (18)
栄養士	1 (1)
消防職	9 (0)
消防職(救急救命士)	1 (0)

※栄養士は平成22年6月1日採用

(単位:人)

平成23年度 (平成23年4月1日採用)	
職 種	採用者数 (うち女性)
事務職	7 (3)
事務職(身体障がい者対象)	1 (1)
保健師	3 (3)
保育士	10 (8)
消防職	8 (0)
消防職(救急救命士)	1 (0)
幼稚園教諭	6 (6)

※保健師3名中1名は平成23年5月1日採用

(2) 再任用の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:人)

区 分	フルタイム勤務	短時間勤務	合 計
市長部局ほか	－	107	107
教育委員会	－	26	26
消防本部	－	7	7
水道局	－	9	9
合 計	－	149	149

(3)退職者数(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(単位:人)

区 分	定年退職	勧奨退職	普通退職ほか	合 計
市長部局ほか	45	14	13	72
教育委員会	7	3	4	14
消防本部	8	1	4	13
水道局	6	1	0	7
合 計	66	19	21	106

(注) 採用退職ともに、派遣等による出入りは除きます。

(4) 部門別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:人)

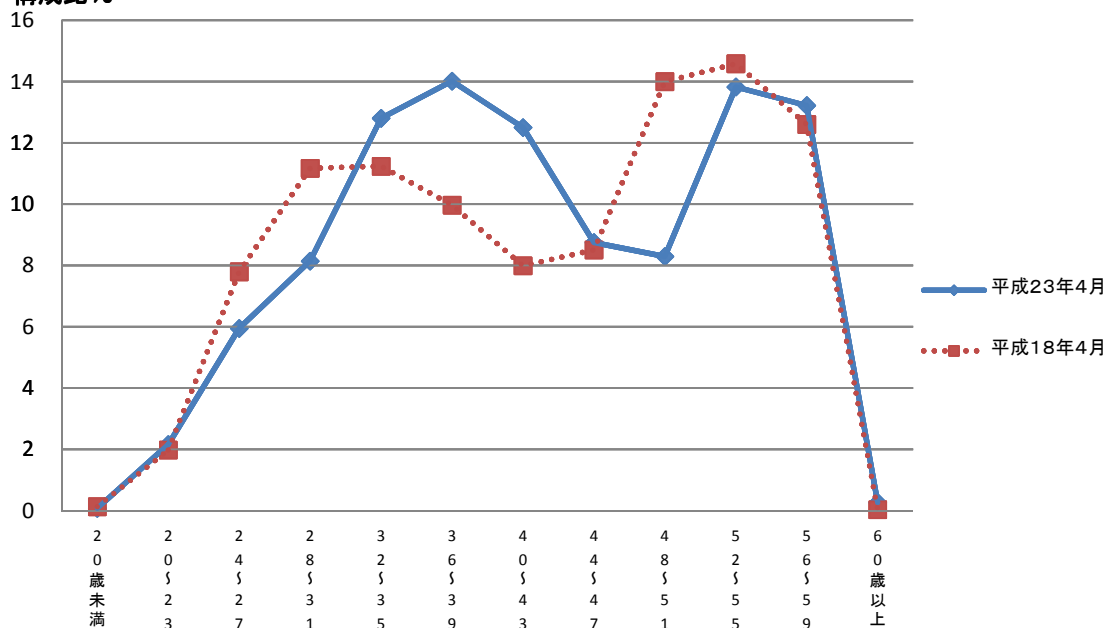
部門			区分	職員数	職員数	対前年 増減数	主な増減理由
				平成22年	平成23年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	13	13	0	定員管理の適正化に伴う退職者不補充、 保育所から幼稚園への派遣研修の終了等 による増など	
		総務	430	402	△ 28		
		税務	103	99	△ 4		
		民生	453	456	3		
		衛生	201	201	0		
		農林水産	56	54	△ 2		
		商工	48	51	3		
		土木	246	235	△ 11		
	小 計	1,550	1,511	△ 39	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 54 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)		
	教育部門	532	521	△ 11	幼稚園教諭等の退職者不補充など		
	消防部門	346	344	△ 2	定員管理の適正化に伴う退職者不補充		
	小 計	878	865	△ 13	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 31 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 人)		
会計部門	公営企業等	水道	98	95	△ 3	定員管理の適正化に伴う退職者不補充	
		下水道	66	63	△ 3		
		その他	114	106	△ 8		
		小 計	278	264	△ 14		
合 計			2,706 (3,153)	2,640 (3,153)	△ 66	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 94 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 ()内は、条例定数の合計である。

(5) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日)

構成比%



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	57人	157人	215人	338人	370人	330人	231人	219人	365人	349人	7人	2,640人

(6) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 区分	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,785	1,747	1,668	1,604	1,550	1,511	△ 274 (△15.4%)
教育	626	600	574	558	532	521	△ 105 (△16.8%)
消防	344	345	345	346	346	344	0 (0%)
普通会計計	2,755	2,692	2,587	2,508	2,428	2,376	△ 379 (△13.8%)
公営企業等会計	324	320	311	285	278	264	△ 60 (△18.5%)
総合計	3,079	3,012	2,898	2,793	2,706	2,640	△ 439 (△14.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 平成21年度の人件費率
平成22年度	280,887 人	98,059,187千円	5.50 %	20,433,913 千円	20.8 %	20.4 %

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

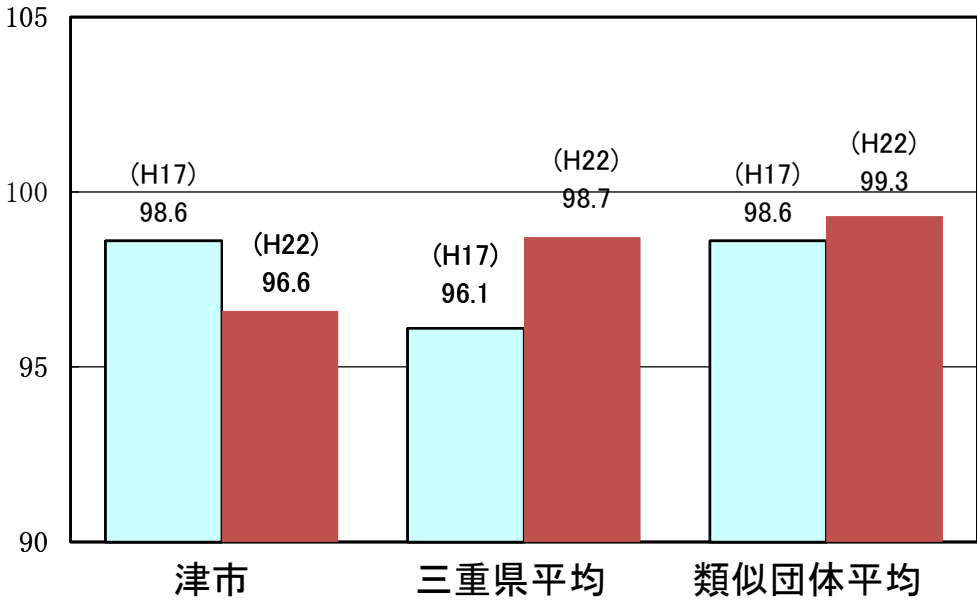
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当等	期末・勤勉手当	計 B	B/A	
平成22年度	2,380 人	9,062,571 千円	2,264,779 千円	3,329,707 千円	14,657,057 千円	6,158 千円	6,289千円

(注) 職員手当等には退職手当を含まない。

(3) 特記事項

平成18年1月1日に市町村合併(旧津市、旧久居市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町及び旧美杉村の二市六町二村による合併)により、新「津市」として誕生しました。そのため、平成17年12月以前の数値等については、一部旧津市の数値となっております。

(4) ラスパイレス指数の状況(平成23年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成17年の津市の指数は、旧津市の指数を使用している。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	133,400	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	386,900	434,200	444,000	465,100	490,200	498,900

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
津市	43.8 歳	339,600 円	491,133 円	399,139 円
三重県	43.1 歳	350,928 円	452,590 円	- 円
国	42.3 歳	327,205 円	- 円	397,723 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
津市	46.8 歳	304,300 円	360,810 円	332,007 円
用務員	48.4 歳	300,500 円	335,692 円	324,421 円
清掃職員	44.7 歳	316,200 円	381,134 円	352,071 円
学校給食員	45.5 歳	285,700 円	312,075 円	305,655 円
国	49.5 歳	283,862 円	- 円	321,622 円

対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
用務員	53.8 歳	209,700 円	160.1 %
廃棄物処理業務従業員	44.6 歳	290,600 円	131.2 %
調理士	42.8 歳	247,600 円	126.0 %

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20年～22年の3年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

③教育職(Ⅱ)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
津市	42.3 歳	340,400 円	386,993 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区 分		津 市	三 重 県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	166,900 円	178,800 円	I 種 185,800 円 II 種 172,200 円
	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	－ 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円
教 育 職(Ⅱ)	大 学 卒	172,800 円	199,700 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	－ 円

※教育職(Ⅱ)は幼稚園の園長、主任、教諭、助教諭、養護教諭及び養護助教諭に適用する。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成23年4月1日現在)

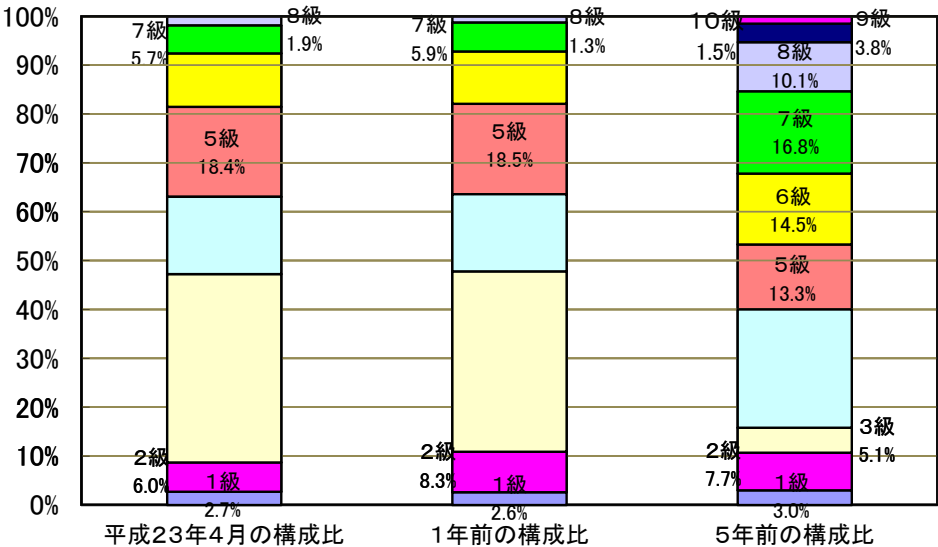
区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	271,237 円	308,143 円	361,214 円
	高 校 卒	258,120 円	280,157 円	315,400 円
技能労務職	高 校 卒	257,017 円	300,871 円	327,333 円
	中 学 卒	249,500 円	296,263 円	326,490 円
教 育 職(Ⅱ)	大 学 卒	－ 円	－ 円	－ 円
	高 校 卒	－ 円	－ 円	364,625 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	34 人	2.7 %
	技能労務の職務		
2 級	1 主任(主事、技師及び保育士を除く。)の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務(技能労務の職務を除く。)	75 人	6.0 %
	相当高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務		
3 級	1 主査の職務 2 出張所長その他の出先機関の長の職務 3 管理主事、社会教育主事、体育保健主事及び教育研究主事の職務 4 主任(主事、技師及び保育士に限る。)の職務 5 相当の知識又は経験を必要とする主任(主事、技師及び保育士を除く。)の職務 6 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務(技能労務の職務を除く。)	479 人	38.5 %
	1 技能長の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする主任に係る技能労務の職務 3 特に高度の技能又は経験を必要とする技能労務の職務		
4 級	1 担当副主幹の職務(技能労務の職務を含む。) 2 相当の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 3 地域支援員の職務 4 副主幹の職務(技能労務の職務を含む)	197 人	15.8 %
5 級	1 担当主幹及び担当主幹相当職の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする出張所長その他の出先機関の長の職務 3 相当の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務	229 人	18.4 %
6 級	1 課長(室長、担当副参事等を含む。)の職務 2 副総合支所長(久居総合支所副総合支所長を除く。)の職務 3 総合支所の課長(担当副参事等を含む。)及び教育委員会事務局事務所長の職務 4 相当高度の知識又は経験を必要とする地域支援員の職務	136 人	10.9 %
7 級	1 部長及び部長相当職(担当理事等)並びに久居総合支所長の職務 2 部次長及び部次長相当職(担当参事等)の職務 3 工事事務所長の職務 4 総合支所長(久居総合支所長を除く。)の職務 5 久居総合支所副総合支所長の職務 6 総合支所の部次長相当職(担当参事等)の職務	71 人	5.7 %
8 級	1 局長及び局長相当職の職務 2 困難な業務を所掌する部長及び部長相当職(担当理事等)の職務 3 困難な業務を所掌する総合支所長(久居総合支所長に限る。)の職務	24 人	1.9 %

(注)1 津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



平成18年1月1日に給料表を9級制から10級制に同年10月1日に10級制から8級制に切り替えています。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在のところ、勤務成績は反映せず一律としています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

津市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,421 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,614 千円	—
(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務成績の反映状況

現在のところ、勤務成績は反映せず一律としています。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

津市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 21,525 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		443,134 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		186,190 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 国の制度(支給率)
1級地(東京都特別区)	18.0 %	8 人 18.0 %
5級地(津市)	6.0 %	上記に掲げる以外の職員 6.0 %

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		43,493 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		43,624 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		41.89 %	
手当の種類(手当数)		10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支 給 単 価
社会福祉事務に従事する職員の特殊勤務手当	援護課職員	生活保護被保護者の死体処理の業務	1件3,000円
汚物の収集又は処分に従事する職員の特殊勤務手当	汚物の収集又は処分に従事する職員	ごみの収集、運搬及び処理業務	日額750円
		西部クリーンセンター等に勤務する職員によるごみの搬入業務及び施設の維持管理のための清掃等業務	日額750円
		安芸・津衛生センター等に勤務する職員によるし尿の処理業務及び維持管理のための清掃等業務	日額550円
住宅の事務に従事する職員の特殊勤務手当	住宅の事務に従事する職員	市営住宅入居者の死体処理業務	1件3,000円
モーターボート競走場に勤務する職員の特殊勤務手当	モーターボート競走場に勤務する職員	開催日における競艇業務	日額1,000円
土木労務作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木労務作業に従事する職員	道路舗装業務	日額250円
汚水の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	汚水の処理作業に従事する職員	下水道終末処理施設内又は水洗処理区域内での汚泥の除却作業及び下水管渠等の清掃業務	日額550円
		水洗処理区域外での下水管渠等の清掃業務	日額300円
消防本部及び消防署に勤務する職員の特殊勤務手当	消防本部及び消防署に勤務する職員	消火活動業務	1回250円
		救急業務	1回200円
行旅病人及び行旅死亡人の処理等に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人及び行旅死亡人の処理等に従事する職員	行旅病人の救護業務又は取扱業務	1件1,500円
		行旅死亡人の処理等の業務	1件3,000円
災害業務に従事する職員の特殊勤務手当	災害業務に従事する職員	警報発令中等の危険な状況の中での現場作業	日額1,000円
変則勤務による業務に従事する職員の特殊勤務手当	変則勤務による業務に従事する職員	年末年始において、特に勤務を命ぜられる職員で、その定められた業務	日額3,000円 ～7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	678,360 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	346 千円
支給実績(平成21年度決算)	806,107 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	391 千円

(注) 休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度 との異同	国 の 制 度 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 (平成22年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	—	244,999千円	187,451円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円				
	配偶者のない場合の1人目	11,000円				
	16～22歳の子、孫に対する加算	5,000円				
住居手当	借家 (家賃)	23,000円以下	同じ	—	88,371千円	68,932円
		23,000円超55,000円未満				
		55,000円以上				
	持ち家	1,000円	異なる	支給なし		
通勤手当	片道1km以上交通機関利用者	運賃等相当額(上限55,000円)	異なる	交通用具使用者については、 1kmから18段階に細区分し支給	165,297千円	61,563円
	片道1km以上交通用具使用者	1km以上2kmまで1,000円から 使用距離に応じて支給 (上限60km以上24,500円)	異なる			
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	役職に応じ定額で支給	異なる	俸給の特別調整額として支給	401,926千円	616,451円
宿日直手当	一般の宿日直	4,200円	同じ	—	250千円	10,000円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合に支給	8,000円～12,000円	異なる	4,000円～12,000円	33,359千円	66,986円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10:00～午前5:00)に勤務を命じられた職員に支給	勤務1時間当たりの給与額 × 25/100	同じ	—	49,495千円	187,481円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額 × 1.35 × 時間数	同じ	—	118,650千円	133,766円
単身赴任手当	異動に伴って転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居して単身で生活する職員に支給	23,000円～41,000円	異なる	23,000円～68,000円	820千円	420,000円

6 特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区 分			給 料		月 額		等	
給 料	市 長	副 市 長	1,017,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額			
			(1,130,000)	円	1,118,000	円／	910,000	円
			809,100	円	896,000	円／	755,000	円
			(870,000)	円				
報 酬	議 長		670,000	円	714,000	円／	445,000	円
	副 議 長		610,000	円	647,000	円／	385,000	円
	議 員		550,000	円	606,000	円／	360,000	円
期 末 手 当	市 長		(平成22年度支給割合)					
	副 市 長		3.95	月分				
	議 長		(平成22年度支給割合)					
	副 議 長		3.55	月分				
退 職 手 当	市 長		(算定方式) (支給時期)					
	副 市 長		給料月額 × 在職月数 × 55/100	任期毎				
			給料月額 × 在職月数 × 35/100	任期毎				

(注) ()内及び(参考)類似団体における最高／最低額は減額措置を行う前の金額を記載する。

7 公営企業職員の状況

水道事業

(1) 職員給与費の状況

決算(平成22年4月～平成23年3月)

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成 22年度	千円 6,632,697	千円 216,840	千円 863,183	% 11.5	% 11.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
平成 22年度	人 104	千円 432,994	千円 125,293	千円 163,265	千円 721,552	千円 7,005

- (注) 1 職員手当には退職手当・児童手当を含まない。
2 職員数は平成23年3月31日現在の人数である。

(2) 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
津 市	47.8 歳	394,775 円	602,721 円

- (注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
3 再任用短時間勤務職員を除く。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

津 市 (水 道 局)		津 市	
1人当たり平均支給額(平成22年度)		1人当たり平均支給額(平成22年度)	
1,585 千円		- 千円	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

津 市 (水 道 局)			津 市		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算)		

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		21,231	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		206	千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
1級地(東京特別区)	18.0 %	0 人	18.0 %
5級地(津市)	6.0 %	上記に掲げる以外の職員	6.0 %

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		939	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		9,210	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)		99.0	%
手当の種類(手当数)		4	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	毒物、劇物又は高圧電気を取り扱う業務その他特に危険を伴う業務に従事する職員	毒物、劇物又は高圧電気を取り扱う業務その他特に危険を伴う業務	日額200円
		高所(地上10メートル以上)及びずい道内等での業務	日額350円
作業手当	水道管等の復旧業務に従事する職員	公道等敷設され、又は設置された水道管等の復旧業務	日額250円
災害業務手当	屋外において業務に従事する職員	水道施設に事故が発生した場合において、水道事業管理者及び水道技術管理者の指示により、水道施設の復旧のため危険な状況の中で現場作業に従事したとき。	日額1,000円
変則勤務手当	変則勤務による業務に従事する職員	年末年始において、特に勤務を命ぜられる職員で、その定められた業務	日額3,000円～7,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	49,941	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	694	千円
支給実績(平成21年度決算)	42,976	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	605	千円

(注)休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		一般行政 職の制度 との異同	一般行政職の 制度と異なる 内容	支 給 実 績 (平成22年度決算)	支 給 職 員 1 人 当 たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶 養 手 当	配 偶 者	13,000円	同じ	—	15,801 千円	235,836円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円				
	配偶者のない場合の1人目	11,000円				
	16～22歳の子、孫に対する加算	5,000円				
住 居 手 当	借家 (家賃)	23,000円以下	同じ	—	2,712 千円	45,966円
		家賃－12,000円				
	23,000円超55,000円未満	(家賃－23,000円)×1/2 +11,000円				
	55000円以上	27,000円	同じ	—		
	持ち家	2,500円				
通 勤 手 当	片道1km以上交通機関利用者	運賃等相当額(上限55,000円)	同じ	—	7,347 千円	71,331円
	片道1km以上自動車等利用者	1km以上2kmまで1,000円から 使用距離に応じて支給 (上限60km以上24,500円)	同じ	—		
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位にある職員 に支給	役職に応じ定額で支給	同じ	—	22,873 千円	714,789円
管理職員 特別勤務 手当	管理又は監督の地位にある職員 が、臨時又は緊急の必要等によ り週休日又は休日等に勤務した 場合に支給	8,000～12,000円	同じ	—	1,851 千円	57,844円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午 後10:00～午前5:00)に勤務した 勤務した職員に支給	勤務1時間当たりの給与額 ×0.25×時間数	同じ	—	2,598 千円	324,778円

3 勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1年20日以内
病 気 休 暇		必要と認める期間(90日以内)
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認める期間
	証人等としての裁判所等へ出頭	
	骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	
	ボランティア休暇	1年5日以内
	結婚休暇	8日以内
	産前・産後休暇	産前・産後8週間(多胎妊娠の場合産前は14週間)
	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑程度が母体、胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1時間以内の期間
	妊娠中の健康診査等	必要と認める期間
	育児時間	1日2回各30分以内(生後1年以内)
	配偶者の出産	2日以内
	忌引	配偶者10日、父母7日、子5日、兄弟姉妹3日など
	父母等の追悼のため特別な行事を行うため	1日以内
	市長が指定する健康診断等	必要と認める期間又は時間
	災害等による出勤困難、危険を回避する場合	必要と認める期間
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通遮断または隔離の場合	必要と認める期間
	生理休暇	2日以内(1周期につき)
	子の看護休暇	1年5日以内(子が2人以上の場合は10日)
	短期の介護休暇	1年5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日)
	夏期休暇	7月から9月までの期間内で5日以内
介 護 休 暇	配偶者等の介護(無給)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する6月の範囲内の必要な期間

(3) 育児休業の取得状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(単位:人)

	市長部局 ほか		教育		消防		水道		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得 人数	1	80	0	18	0	0	0	1	1	99
部分休業の取得 人数	4	30	0	0	0	0	0	0	4	30

(4) 介護休暇の取得状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

(单位:人)

[illegible]

4 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任及び休職があります。平成22年4月1日から平成23年3月31日の分限処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

	免職	降任	休職	合計
市長部局など	0	0	24	24
教育委員会	0	0	10	10
消防	0	0	2	2
水道局	0	0	0	0
合計	0	0	36	36

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給及び戒告があります。平成22年4月1日から平成23年3月31日までの懲戒処分の状況は次のとおりです。

(単位:人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合 計
市長部局など	0	0	1	2	3
教育委員会	0	0	0	0	0
消防	0	0	0	0	0
水道局	0	0	0	0	0
合計	0	0	1	2	3

5 服従状況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたって全力をあげてこれに専念しなければなりません。研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。平成22年4月1日から平成23年3月31日までの営利企業等への従事状況は次のとおりです。

区 分	人数
① 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員の地位を兼ねる場合	0
② 自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0
③ ①②を除き報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	221

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

高度化・多様化する市民の行政ニーズへの的確な対応が図れるよう、効率的・効果的な「経営型」の行財政運営の実現に努めるとともに、「経営感覚と信頼感を備えたプロの職員」「高度な知識技能を備えた創造的な職員」「協調性と積極性を備えた活動的な職員」の育成を目指し、計画的な職員研修を実施しました。

- ア 階層別研修 新規採用職員研修（Ⅰ・Ⅱ）、2年目職員研修、6年目職員研修、10年目職員研修、新任主査研修、新任担当副主幹研修、新任担当主幹級研修、新任課長級研修
- イ 特別研修 組織経営品質向上研修、明るく元気な職場づくりセミナー
- ウ 実務研修 法務能力研修、ユニバーサルデザイン研修、心の支援研修、人権問題研修、保育調理体験研修、防災危機管理研修、男女共同参画研修 等
- エ 専門研修 政策課題研修、女性職員セミナー、民法基礎・演習研修、行政法基礎・演習研修、公務員倫理研修 等
- オ 派遣研修 自治大学校派遣研修、全国市町村国際文化研修所派遣研修、三重県建設技術センター派遣研修、三重県自治会館組合派遣研修、JC青年の船派遣研修 等
- カ 自主研修 通信教育研修、自主研究研修

平成22年4月1日～平成23年3月31日の実施状況

研 修 名	受講者数(人)
ア 階層別研修	643
イ 特別研修	707
ウ 実務研修	2,665
エ 専門研修	128
オ 派遣研修	374
カ 自主研修	45

(2) 勤務成績の評定の状況

平成21年度及び平成22年度の2か年度において、課長級以上の職員を対象として、人材育成による組織力の向上を目指す人材評価制度を試行しました。試行を通じて、制度の改善等を図り、平成23年度から本格的に実施します。

また、担当主幹級以下の職員については、平成24年度から人材評価制度を試行予定です。

7 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び勤務能率の増進に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。平成22年度には、次のような事業を行っています。

(1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び津市職員安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容
安全衛生管理の充実	安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の充実を図っています。 週1回、産業医による健康相談を実施しています。 メンタルヘルス対策として、面接指導を行っています。
職員の健康管理	年1回全職員を対象に定期健康診断を実施しています。 業務上必要と認められる職員に対し、VDT作業従事者検診を実施しています。 希望する職員に胃がん検診及び前立腺がん検診を実施しています。

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度(職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項)を職員の互助組織である津市職員共済組合に実施させ、同共済組合に助成しています。

補助対象事業	事業の内容
体育関係事業	体育クラブの活動費用及び職員スポーツ大会の運営費用等を補助しています。
文化関係事業	文化クラブの活動費用及び職員文化作品展の会場設営費用等を補助しています。
健康管理事業	人間ドック費用助成事業に要した経費を補助しています。
その他	共済組合運営のための事務に要する経費を補助しています。
補助金の決算額	
21,198 千円	

(3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員共済組合法に基づき共済組合が、公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり制度を実施しています。

(4) 職員団体への便宜供与

組合数 2団体

内 容 ・組合事務所の貸与
・各組合員給与からの組合費の控除

8 公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

H22. 4. 1～H23. 3. 31 の要求件数	H22. 4. 1～H23. 3. 31 の処理件数
0件	0件

(2)不利益処分に関する不服申し立ての状況

H22. 4. 1～H23. 3. 31 の要求件数	H22. 4. 1～H23. 3. 31 の処理件数
1件	1件